

○帯広市女性人材バンク設置要綱

改正 平成31年4月26日

令和2年3月6日

(趣旨)

第1条 この要綱は、帯広市女性人材バンクの設置、運営及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 政策方針決定過程及び各種活動等における女性の参画を促進するため、各専門分野において見識又は経験を有する女性の情報を必要とする者に適切に情報を提供することができるよう、帯広市女性人材バンク（以下「女性人材バンク」という。）を設置する。

(登録の対象者)

第3条 女性人材バンクに登録できる者は、20歳以上の女性で、次の各号に掲げるすべてを満たす者とする。ただし、本市の一般職の職員（会計年度任用職員を除く。）、常勤の特別職の職員、地方公共団体の議会議員及び国会議員を除く。

- (1) 本市に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は本市において事業を営み、若しくは活動を行う者
- (2) 市政に関心があり、地域の発展に熱意を持って貢献できる者
- (3) 各専門分野において、見識若しくは経験のある者又は資格を有する者

2 女性人材バンクに登録できる団体は、本市に活動拠点を有し、次の各号に掲げるすべてを満たす団体とする。

- (1) 市政に関心があり、地域の発展に熱意を持って貢献できる団体
- (2) 継続して1年以上の活動実績がある団体
- (3) 会則、規則その他これに類するものを有する団体
- (4) 前項に規定する女性を推薦できる団体
- (5) 特定の政治活動若しくは宗教活動又は専ら営利活動を目的としない団体

(登録方法)

第4条 女性人材バンクへの登録を希望する者（以下「申込者」という。）は、帯広市女性人材バンク登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、自薦又は他薦を問わないものとする。ただし、他薦の場合は、本人の承諾を得なければならない。

- 3 他薦の場合においては、推薦者は、帯広市女性人材バンク登録対象者推薦書（様式第2号。以下「推薦書」という。）を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、前項の推薦書の提出があったときは、速やかに確認し、被推薦者に申込書の提出を依頼する。
- 5 女性人材バンクへの登録を希望する団体（以下「申込団体」という。）は、帯広市女性人材バンク団体登録申込書（様式第3号。以下「団体申込書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 6 市長は、申込書又は団体申込書の提出があったときは、これを速やかに審査し、女性人材バンクに登録するか否かを決定し、その結果を帯広市女性人材バンク登録決定（不決定）通知書（様式第4号）により当該申込者又は申込団体に通知する。

（台帳の登録）

第5条 市長は、前条第6項の規定により申込者又は申込団体を女性人材バンクに登録することを決定したときは、帯広市女性人材バンク登録台帳（様式第5号。以下「登録台帳」という。）又は帯広市女性人材バンク団体登録台帳（様式第6号。以下「団体登録台帳」という。）に申込者及び申込団体に関する必要事項を登録する。

（登録台帳の管理）

第6条 市長は、登録台帳を市民福祉部地域福祉室市民活動課長（以下「管理者」という。）に管理させるものとする。

- 2 管理者は、登録台帳の個人情報については、厳重に管理しなければならない。

（登録の期間）

第7条 女性人材バンクの登録の期間（以下「登録期間」という。）は、登録した日から起算して2年が経過する日の属する年度の3月31日までとする。

- 2 市長は、登録期間が満了したときは、直ちに登録台帳に登録された者（以下「被登録者」という。）及び登録された団体（以下「被登録団体」という。）の記録を登録台帳から抹消する。ただし、登録期間の末日までに被登録者が登録の更新を申し出た場合は、市長は、当該登録を更新する。
- 3 被登録者又は被登録団体がそれぞれ第3条に掲げる要件を満たさなくなったときは、市長は第1項の規定にかかわらず、当該被登録者又は被登録団体の登録を抹消する。
- 4 市長は、前項の規定により登録を抹消した場合は、帯広市女性人材バンク登録抹消通知書（様式第7号）により被登録者又は被登録団体に通知する。
- 5 市長は、被登録者又は被登録団体から登録抹消の申出を受けたときは、直ちに登録を抹

消する。

- 6 前項の申出は、帯広市女性人材バンク登録抹消申出書（様式第8号）により行うものとする。

（登録内容の変更等）

第8条 被登録者又は被登録団体は、登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に申し出なければならない。

- 2 前項の申出は、申込書又は団体申込書により行うものとする。

- 3 被登録者又は被登録団体が登録内容の変更を申し出た場合は、市長は速やかにこれを変更する。

（登録情報の公開）

第9条 市長は、登録された人材が広く活用されるよう被登録者及び被登録団体の承諾した範囲において、帯広市ホームページ等に掲載するものとする。

（登録情報の利用）

第10条 登録情報を利用しようとする者（以下「利用申込者」という。）は、管理者に帯広市女性人材バンク利用申込書（様式第9号。以下「利用申込書」という。）を提出するものとする。

- 2 管理者は、利用申込書の提出があった場合は、被登録者又は被登録団体に連絡するものとする。
- 3 管理者は、被登録者又は被登録団体の同意を得た上で、利用申込者に連絡先等を紹介するものとする。
- 4 利用申込者は、被登録者及び被登録団体を審議会等の委員又は各種活動の講師等に出したときは、その旨を速やかに帯広市女性人材バンク利用経過報告書（様式第10号）により管理者に報告しなければならない。

（庶務）

第11条 女性人材バンクの庶務は、市民福祉部地域福祉室市民活動課において処理する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日）

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月6日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する